

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年5月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第3号

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車乗車券様式規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(回数券の様式)</p> <p>第3条 回数券の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(27)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(回数券の様式)</p> <p>第3条 回数券の様式は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(27)まで (略)</p> <p><u>(28) 270円11枚つづり</u></p> 

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則 (令和6年5月31日)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)